

更別村地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 更別村は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の更別村内への移住を伴う道内就職を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その支援金について北海道のUIJターン新規就業支援事業実施要領その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、申請者が大学の卒業年度の6月1日以降に実施される、就業先企業の選考面接に参加するために要した往復交通費の2分の1以内の額とし、32,000円を限度とする。

2 支援金の交付回数は1人1回とする。

(対象者要件)

第3条 次の各号の要件を全て満たす申請者を対象とする。

- (1) 東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
- (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- (3) 次に掲げる北海道内に所在する企業に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職することが卒業年度の10月1日以降に内定していること。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

ウ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(4) 大学卒業後に上記内定企業に就職し、本村に移住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 勤務地が更別村若しくは更別村の通勤圏内に所在すること。

(交付の申請)

第4条 前条の要件を満たした支援金の申請者は、地方就職学生支援金交付申請書（別記第1号様式）、内定先企業による内定証明書兼事業所情報確認書（別記第2号様式）、在学証明書、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、前条各号の要件を満たすことを証する書類を村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職学生支援金の交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(返還請求)

第6条 村長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害及び病気等のやむを得ない事情があるものとして村長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 全額返還

(2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わ

なかった場合 全額返還

(3) 申請日から1年以内に更別村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に更別村に住民票がある場合を除く。） 全額返還

(4) 就業日から1年以内に離職した場合（ただし、退職日から3か月以内に第3条第3号及び第7号に該当する企業に就業する場合を除く。） 全額返還

(5) 転入日（申請時に既に更別村に住民票があった場合は、就業日）から3年未満で更別村から転出した場合 全額返還

(6) 転入日（申請時に既に更別村に住民票があった場合は、就業日）から3年以上5年未満で更別村から転出した場合 半額返還

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。